

納税等状況報告

(平成27年5月31日現在)

流山市議会議員政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき納税等状況の要旨を公表します。

議員名	市民税/県民税	軽自動車税	固定資産税/ 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	水道料金	下水道料金
菅野浩考	○	—	—	○	—	○	○
植田和子	○	○	—	○	—	○	○
笠原久恵	○	—	—	—	—	—	—
加藤啓子	○	○	○	—	—	—	—
斉藤真理	○	—	○	—	—	—	—
中村彰男	○	○	○	—	—	○	○
楠山栄子	○	—	—	○	—	—	—
西川誠之	○	—	○	○	○	○	—
森亮二	○	—	—	—	—	—	—
徳増記代子	○	○	—	—	—	○	○
藤井俊行	○	—	○	○	—	○	○
中川弘	○	○	○	—	—	○	○
根本守	○	—	—	○	○	○	○
小田桐仙	○	○	○	○	—	○	○
青野直	○	—	○	○	○	○	○
乾紳一郎	○	○	—	○	—	○	○
秋間高義	○	—	○	○	—	○	○
海老原功一	○	—	○	○	—	○	—

《表示例》

対象者：前年1年間を通じて議員であった者

○ 当該年度に納付すべき額が、すべて納付されている場合（市・県民税の項目は、非課税を含む。）

△ 当該年度に納付すべき額の一部が、納付されている場合

× 当該年度に納付すべき額が、まったく納付されていない場合

— 納税等状況報告の対象外

（注1）介護保険料については、介護保険法第129条2項に基づき、65歳以上の方を報告対象とした。

なお、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が納めている介護保険料については、各医療保険料に含まれるため報告対象外とした。

（注2）納入義務がない事実上の納入分については、報告対象外とした。